

## 訪問看護利用料金表(介護保険)

〈ご利用料金＝基本利用料＋該当する加算〉

単位(円)

サービスの名称		サービスの内容	要支援 (1割負担)	要介護 (1割負担)
基本 利用 料	訪問看護 I 1	20分未満の訪問	302	313
	訪問看護 I 2	30分未満の訪問	450	470
	訪問看護 I 3	30分以上1時間未満の訪問	792	821
	訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1087	1125
	理学療法士・作業療法士による訪問 *1週間に120分を限度 1日3回以上:要介護 90/100、要支援50/100	20分 40分 60分	283 566 425	293 586 791
加 算	サービス提供 体制強化加算 I	厚生労働大臣が定める基準を満たしている事業所	6	6
	看護体制強化加算 II	厚生労働大臣が定める(訪問看護体制)基準を満たしている事業所	100	200
	夜間・早朝加算	夜間(午後6時～午後10時)早朝(午前6時～午前8時) *基本利用料に25%加算 夜間・早朝・深夜含め2回目以降		
	深夜加算	深夜(午後10時～午前6時)に訪問 *基本利用料に50%加算 夜間・早朝・深夜含め2回目以降		
	特別管理加算 I	在宅悪性腫瘍患者指導管理料等を受けている状態や、留置カテーテル等の計画的な管理を行った場合等に算定	500	500
	特別管理加算 II	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、人工肛門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴が週3日以上必要な場合等に算定	250	250
	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、上記の訪問看護を行い、所要時間が1時間30分以上となった場合に算定	300	300
	複数名訪問看護加算	1人の看護師による訪問が困難と認められる場合 30分未満 30分以上	254 402	254 402
	初回加算	初回の訪問看護を行った月に1回	300	300
	退院時共同指導加算	退院または退所後の初回の訪問看護を行った際に1回	600	600
	緊急時訪問看護加算	ご契約者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して月1回算定	574	574
	ターミナルケア加算	利用者が亡くなられる前14日以内に2日(状態により1日)以上訪問した場合、死亡月に算定	2,000	2,000

\* 介護保険2割、3割負担の方はそれに準ずる利用料金となります

R3年4月改訂